

**第 16 回（令和 6 年度）加藤山崎修学支援金  
応募書類の作成について（児童生徒・保護者用）**

児童生徒・保護者の方は、以下の書類を準備し、学校の担当者へ提出してください  
(学校から加藤山崎教育基金への応募締め切りは、令和6年6月20日(木)17:00 です)

1. 願書（保護者用）※1

保護者が手書きで記入・署名捺印してください。

2. 願書（児童・生徒用）※1

児童・生徒本人が手書きで記入してください。(電子化しますので濃くはっきりと記入してください。)

(1) 内容：将来やりたいこと、目標、勉学にどのように励んでいるか、応募した理由等。

(2) 字数：小学生800字程度、中学生1,200字程度、高校生1,600字程度。

※1 当財団のHP (<https://www.kyef.or.jp/>) からダウンロードできます。

3. 所得・控除に関する証明書類

別表を確認の上、該当する書類を提出してください。世帯により必要な書類が異なります。

\* 世帯の年間所得 200万円未満を目安とします。選考は願書内容や成績、家族構成等も考慮して行いますので、所得目安は給付を保障するものではありません。また、世帯所得が目安を上回っていても応募可能です。

**別表**

生活保護を受給していない世帯	すべての世帯 * 就学者を除く生計を一つにする家族全員分を提出してください。  * 無職などの収入がない方、年金受給者、予備校生も提出が必要です。	令和6年度（令和5年1月～令和5年12月分）の下記書類のいずれか一つ  1. 所得証明書 2. 課税証明書 3. 非課税証明書 4. 特別徴収税額の決定・変更通知書  ※ <u>1～3は、自治体で取得できます。</u> 発行開始日は自治体によって異なりますので、お住まいの自治体に確認の上、取得してください。  ※ 源泉徴収票は不可
	給与・公的年金以外の収入がある世帯 (自営業、不動産所得、配当等)	令和5年分の確定申告の控え
	令和5年と令和6年で年間収入に変更が見込まれる世帯 (就職・転職・退職等)	年間収入(見込)額記載書 年間収入の変更がある家族の人数分、提出が必要です。
	障害のある人がいる世帯 (本人を含む)	身体障害者手帳(写) 精神障害者保険福祉手帳(写) 療育手帳(写) 等
生活保護を受給している世帯	すべての世帯	生活保護決定通知書 または 生活保護受給証明書 * 収入に関する証明書の提出は不要です。
	障害のある人がいる世帯 (本人を含む)	身体障害者手帳(写) 精神障害者保険福祉手帳(写) 療育手帳(写) 等

\* (写) の記載のない証明書類も、写しの提出でも問題ありません。